



SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年1月20日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行に伴う規約変更について

「地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）」が平成28年4月1日付で施行することに伴い、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第168号）」が同日付で施行され、確定給付企業年金法施行規則が改正されます。これに伴う規約変更の手続きについて、厚生労働省あて確認いたしましたので、以下の通りご案内いたします。

○概要

【内容】

「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の施行に伴い、確定給付企業年金法施行規則第33条第1項第1号が改正され、同号の規定に準拠し、規約の「裁定」の条の規定について以下の変更が必要となるもの。

変更前：「市町村長（特別区及び指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）」

又は「市区町村長」

変更後：「市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）」

【対象】

確定給付企業年金を実施されている全てのお客様

【施行日】

平成28年4月1日

【規約変更に係る基金内・社内手続】

基金型DB：代議員会の議決（急施を要する場合は理事長専決も可）

規約型DB：労働組合又は過半数代表者同意は不要

【規約変更に係る行政宛手続き】

なし（届出不要）

※なお、本規約変更については、次回規約変更時等に併せて実施することも可能である旨、厚生労働省あて確認しております。

○規約変更例（新旧対照条文）

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20160120shiryou.doc

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等ございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様
お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825